

学校感染症における出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により出席停止扱いとなります。

つきましては、医師の指示に従い、感染のおそれがないと認められるまで家庭で療養させていただきますようお願いいたします。

なお、登校する際は、下記の「治癒証明書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症（※1）	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（※2）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、又は舌下線の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（群馬県は定めていません）	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

<注> 手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。

（※1）新型コロナウイルス感染症による出席停止については、別紙「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」になります。

（※2）インフルエンザによる出席停止については、別紙「インフルエンザにおける療養報告書」になります。

治 癒 証 明 書

群馬県立伊勢崎清明高等学校あて

年 組 番 氏名

上記生徒は、[]のため、出席停止となっておりましたが、他者への感染のおそれがなくなりましたので、登校可能と判断いたします。

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名